

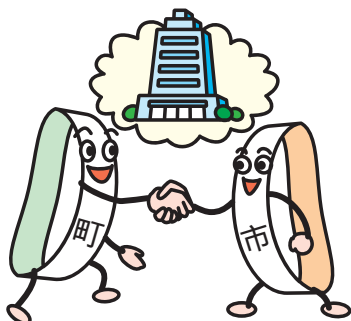
# 県西地域合併検討会情報

企画課 内線231

県西地域の今後のあり方を検討するため、2市8町（小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町）で設立した、「県西地域合併検討会」の第1回委員会が開催されました。

会議では、検討の基本方針として、合併を想定した場合の圏域全体と各地域の将来の都市像を描くほか、

住民生活に密着した行政サービスの变化など、合併のメリットやデメリット、課題を明らかにし、それらの情報を住民の皆さんや議会と共有して、合併に関する議論を各市町で十分に深めたいと、平成22年3月末



までに、さらに具体的な協議をする合併協議会への参画を判断することなどが確認されました。

また、市町村合併を行った場合に行政サービスの水準や負担はどのように変わるのか、住民生活に關係の深い約200項目の事業を選び、関連する分野別に「企画」「財政」「管財・総務・人事」「電算」「税」「住民・国保」「環境・防災」「福祉・健康・社協」「学務・社会教育」「農林水産・商工観光」「都市計画・建設」「上下水道」「消防」の13分科会を設置し、事務担当者による検討を始めました。

市町村合併について住民の皆さんと一緒に考えていくため、検討状況は、広報ゆがわらなどを通じて積極的にお知らせします。

また、今後、検討会のホームページを開設する予定ですので、そちらもご覧ください。

県西地域合併  
国民健康保険

## 国民健康保険高齢受給者証 老人保健法医療受給者証

## をお持ちの方へお知らせ

住民課国民健康保険担当 内線325～327

「国民健康保険高齢受給者証」（紫色）

〔70歳から74歳の方が対象・毎年更新〕

現在の受給者証の有効期限は7月31日までです。

新しい「国民健康保険高齢受給者証」は、配達記録付郵便で平成19年7月末までに送付いたします。

「老人保健法医療受給者証」（白色）

〔75歳以上の方等が対象〕

負担割合が変更になった方には、はがきで通知いたします。負担割合に変更がない方は、平成20年3月31日までそのままお使いください。

なお、平成20年4月1日から新しい制度が始まります。75歳以上の方等はすべて加入することになります。新しい制度の内容については、後日お知らせいたします。

「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」

平成18年度中に交付を受けた方で、今年度も対象となる方には、更新のお知らせをお送りいたします。

「基準収入額適用申請書」について

〔国民健康保険高齢受給者証・老人保健法医療受給者証をお持ちの方〕

医療機関等での負担割合を、3割から1割（平成20年4月1日からは3割から2割）に変更することができる申請書です。

負担割合の変更には、収入額の確認が必要となります。そのためのお知らせを送付させていただきます。

